

# 守口市任期付職員（事務職員：生活保護ケースワーカー）採用試験要項

令和8年5月  
守口市総務部人事課

## 1 職種、試験区分、勤務形態、採用予定人数等

| 試験区分 | 職種                    | 勤務形態                           | 資格要件                   | 任期               | 採用予定人数 |
|------|-----------------------|--------------------------------|------------------------|------------------|--------|
| A    | 事務職員<br>(生活保護ケースワーカー) | 1日7時間<br>週35時間勤務<br>(週5日勤務)    | 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する人 | 令和11年<br>3月31日まで | 2名程度   |
| B    | 事務職員<br>(生活保護ケースワーカー) | 1日7時間45分<br>週31時間勤務<br>(週4日勤務) |                        |                  |        |

(注) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

<地方公務員法第16条に定める項目>

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

・申し込みは随時受け付けますが、採用予定数に達した時点で受付は終了します。

## 2 業務内容

守口市福祉事務所における生活保護法等に基づくケースワーク業務

## 3 試験方法、試験日及び会場

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 試験方法 | 個別面接試験                   |
| 日時   | 随時実施（申込者と協議の上、日時を決定します。） |
| 会場   | 守口市役所（守口市京阪本通2-5-5）      |

## 4 結果発表

受験後、概ね1～2週間程度で、可否にかかわらず本人宛に通知します。

不合格の場合は、得点、合格者の基準点を記載して送付します。合格の場合、成績は開示しません。

## 5 採用

合格した人で採用に同意した人は、令和8年7月1日付けの採用を予定しています。

## 6 任用期間

令和8年7月1日から令和11年3月31日まで

## 7 勤務形態

| 週の勤務時間等                        | 勤務時間            |
|--------------------------------|-----------------|
| 【A区分】<br>月曜日から金曜日までの週5日（週35時間） | 午前9時から午後4時45分まで |
| 【B区分】<br>月曜日から金曜日までの週4日（週31時間） | 午前9時から午後5時30分まで |

- (1) 試験区分A・Bとも、主たる勤務場所は守口市役所（守口市京阪本通2丁目5番5号）です。  
 (2) 週4日勤務の場合、勤務曜日は応相談

## 8 待遇

### (1) 給与

| 区分            |      | A      | B      |
|---------------|------|--------|--------|
| 給与月額（地域手当を含む） |      | 約28万円  | 約25万円  |
| 年 収           |      | 約470万円 | 約420万円 |
| 諸手当           | 扶養手当 | 無      |        |
|               | 住居手当 | 無      |        |
|               | 通勤手当 | 有      |        |
|               | 退職手当 | 無      |        |

期末・勤勉手当は、在職期間で支給率が変動しますので、初年度は上記の年収より減額となります。  
 なお、昇給はありません。

(注) これらの給与は、社会情勢等により金額などを変更することがあります。

### (2) 勤務条件

休 日：土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

年次有給休暇：【A区分】1年度につき20日付与

【B区分】1年度につき16日付与

※年度途中で採用された場合、採用月に応じて付与日数は減少します

特 別 休 暇：本市の規定に基づき付与

### (3) 福利厚生

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 健康保険            | 大阪府市町村職員共済組合に加入 |
| 厚生年金<br>(70歳まで) | 日本年金機構に加入       |
| 雇用保険            | 有               |

健康保険のうち、65歳以上の方の介護保険は、お住まいの市町村が実施する介護保険に加入します。  
 健康診断は、定期健診（年1回）があります。

## 9 受験手続

|      |  |
|------|--|
| 受付期間 | 随時受付   |
| 受付方法 | 提出書類を郵送（簡易書留郵便）で提出してください。  |
| 提出書類 | ア 守口市任期付職員採用試験受験申込書（1）、（2）、（3）<br>（6か月以内に撮影した縦4.0cm×横3.0cmの上半身・脱帽・正面向きで裏面に氏名を記入した写真2枚を貼付のこと。）<br>守口市ホームページからダウンロードしてください。<br>イ 社会福祉士又は精神保健福祉士の免許状の写し<br>ウ 460円を貼った封筒 1通（長形3号封筒〔23.5cm×12.0cm程度〕にあなたの |

|      |   |
|------|---|
|      | 郵便番号、住所、氏名を明記したもの。なお、氏名には必ず「様」を付してください。<br>※受験票及び合否通知の送付に使用します。   |
| 申込先  | 〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号 守口市総務部人事課  |
| 受験票  | 返信用封筒で後日郵送します。  |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出書類は、<u>A4版サイズの白紙に黒色インクで印刷</u>してください。</li> <li>・記入する場合は、黒のボールペン等を用いて楷書で正確に記入してください。また、様式をダウンロードし、パソコンで入力しても構いません。（※欄は記入しないでください。）</li> </ul> |

- (1) 受験資格を満たしていない場合、申込内容に不備がある場合は受付できません。
- (2) 提出書類は、一切返却しません。
- (3) 受験申込書に記載された情報は、守口市職員採用試験実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報保護関連法規に基づき適正に管理します。
- (4) 受験資格がないこと又は受験申込書等の記載事項が正しくない場合は、合格を取り消すことがあります。

## 10 注意事項

### (1) 受験上の注意

- ① 試験会場内には、受験者以外は入場できません。
- ② 自動車での来場は禁止します。
- ③ 体調不良に伴う再試験は実施しません。
- ④ 試験会場内の物品等には、触れないでください。
- ⑤ 試験会場内は、禁煙です。
- ⑥ 試験会場では、試験係員の指示に従ってください。その指示に従わない人又は不正行為のあった人は退場させることがあります。

### (2) 問い合わせ等

- ① 自然災害等により試験の実施が危惧される場合は、市ホームページで案内します。
- ② この要項に関することは守口市総務部人事課までお問い合わせください。
  - 市役所（代表） TEL 06-6992-1221
  - 人事課（直通） TEL 06-6992-1413